

NPOとの協働による「里親制度推進事業」の委託事業者が決定しました！
～新たに「里親候補者のリクルートから子どもの養育の支援などを包括的に行う事業」を実施～

千葉市では、里親制度を推進するため、児童福祉法の改正や国の新たな養育ビジョン等を踏まえ、里親候補者のリクルートから子どもの養育の支援など、包括的な支援を新たにNPOとの協働により行うこととし、委託事業の企画提案を募集しました。

このたび、委託事業者が決定しましたので、お知らせします。

1 委託事業者の概要

(1) 事業者名（代表者名）

特定非営利活動法人キアアセット（渡邊 守）

(2) 主な事業内容・実績

東京都、大阪府、川崎市、福岡市等で里親支援

機関業務の受託実績があり。（福岡市の例：1年半で問い合わせ250件、登録里親11家庭）

2 里親制度推進事業について

(1) 趣 旨

里親制度の推進にあたっては、里親の担い手の確保のための広報啓発や里親家庭の支援等が必要であるが、行政のみでは限界があることから、独自の企画で各種事業を推進しているNPO等関係団体と協働して実施する。

(2) 事業概要

里親候補者のリクルートから子どもの養育の支援など、包括的な支援を事業者に委託して実施する。

ア 委託名

平成30年度千葉市里親制度推進事業

イ 委託内容

- ① 里親候補者のリクルート及び候補者の長所や課題の把握
- ② 登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修
- ③ 子どもと里親家庭のマッチング
- ④ 里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）
- ⑤ そのほか、市の里親制度推進施策への協力・参画

ウ 委託料 2,000万円（消費税込）

(3) 委託期間

平成30年7月1日～平成31年3月31日

(4) 事業提案の概要

ア 集中的な広報による里親候補者のリクルート

地域内へのチラシ掲示やポスティング、説明会等を集中的に実施することで、市民の認知機会を増やし、問い合わせ件数増に繋げる。その後は、迅速に個別説明等の対応を行うことで、申請・登録に結びつける。

イ リクルート初期からの関係構築と一貫した支援

問い合わせの当初から密接な関係構築を心掛け、独自の研修で里親を養成しつつ、里親登録や子どもを委託した後も、一貫した支援を実施

(5) これまでの千葉市の実施事業

平成26年度 特別養子縁組成立のための育児休業制度を導入（政令市初）

平成27年度～ NPOとの協働事業を実施（広報啓発中心）

<参 考>

(1) 千葉市の社会的養護の現状

要保護児童数の推移

※各年度末数値

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
里親登録者数(※1)	53組	59組	65組	67組	75組
要保護児童数合計(a)(※2)	159人	174人	167人	167人	167人
里親委託児童数(b)	20人	21人	25人	28人	39人
ファミリーホーム児童数(c)	8人	12人	12人	11人	10人
児童養護施設・乳児院(d)	131人	141人	130人	128人	118人
里親等委託率(b+c)/a(※3)	17.6%	19.0%	22.2%	23.4%	29.3%
全国里親等委託率	15.6%	16.5%	17.5%	18.3%	-

※1 里親登録者

市で登録されている里親（虐待や養育困難等、事情があつて家庭で暮らせない子どもを家族の一員として迎え、養育してくださる方々）

※2 要保護児童数

虐待や養育困難等、事情があつて家庭で暮らせない子どもたちについて、里親のほか、

- ・ファミリーホーム（里親等に補助者を付け、5～6人定員で子どもを養育する制度）
- ・乳児院（主に0・1歳児の入所施設）
- ・児童養護施設（主に2～18歳児の入所施設）に措置している児童数

※3 里親等委託率

要保護児童数に占める里親・ファミリーホームなどの家庭と同等の環境に委託している児童の割合

(2) 児童福祉法の改正（平成28年）

里親等を優先し、家庭と同様の環境における養育の推進を明確化

(3) 新しい社会的養育ビジョン（平成29年）

ア 就学前の子どもは、原則として施設への新規措置入所を停止

イ 愛着形成に最も重要な時期である3歳未満は、概ね5年以内に里親委託率75%

ウ それ以外の就学前児童は、概ね7年以内に里親委託率75%以上

エ 学童期以降は、概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上

オ 里親への包括的支援体制の抜本的強化